

第5387号 令和5年7月4日

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

- 令和5年度北九州市予算の要領【財政局財務部財政課】
- 令和5年度北九州市補正予算の要領【財政局財務部財政課】

北九州市告示第 276 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により、令和 5 年 6 月市議会定例会において議決された令和 5 年度北九州市予算の要領を次のとおり公表する。

令和 5 年 7 月 4 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 令和 5 年度北九州市予算
- 2 令和 5 年度北九州市一般会計予算に関する説明書
- 3 令和 5 年度北九州市特別会計予算に関する説明書

令和 5 年度

北 九 州 市 予 算

目 次

	頁
一 般 会 計	
一 般 会 計 予 算	1
特 別 会 計	
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 予 算	29
食 肉 セ ン タ ー 特 別 会 計 予 算	34
卸 売 市 場 特 別 会 計 予 算	37
渡 船 特 別 会 計 予 算	42
土 地 区 画 整 理 特 別 会 計 予 算	46
土 地 区 画 整 理 事 業 清 算 特 別 会 計 予 算	52
港 湾 整 備 特 別 会 計 予 算	55
公 債 償 還 特 別 会 計 予 算	61
住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 特 別 会 計 予 算	65
土 地 取 得 特 別 会 計 予 算	68
駐 車 場 特 別 会 計 予 算	73
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 特 別 会 計 予 算	76
産 業 用 地 整 備 特 別 会 計 予 算	79
漁 業 集 落 排 水 特 別 会 計 予 算	82

介 護 保 險 特 別 会 計 予 算	85
空 港 関 連 用 地 整 備 特 別 会 計 予 算	93
臨 海 部 産 業 用 地 貸 付 特 別 会 計 予 算	96
後 期 高 齡 者 医 療 特 別 会 計 予 算	99
市 民 太 陽 光 発 電 所 特 別 会 計 予 算	103
市 立 病 院 機 構 病 院 事 業 債 管 理 特 別 会 計 予 算	106
上 水 道 事 業 会 計 予 算	110
工 業 用 水 道 事 業 会 計 予 算	116
交 通 事 業 会 計 予 算	120
病 院 事 業 会 計 予 算	124
下 水 道 事 業 会 計 予 算	127
公 営 競 技 事 業 会 計 予 算	131

一 般 会 計

令和5年度北九州市一般会計予算

令和5年度北九州市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 609,161,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、85,000,000千円とする。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年6月1日提出

北九州市長 武内和久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市税		181,425,000
	1 市民税	77,899,000
	2 固定資産税	72,726,000
	3 軽自動車税	2,290,000
	4 市たばこ税	7,303,000
	5 鉱産税	27,000
	6 特別土地保有税	1,000
	7 入湯税	8,000
	8 事業所税	7,289,000
	9 都市計画税	12,589,000
	10 環境未来税	904,000
	11 宿泊税	389,000

(単位：千円)

款	項	金額
2 地方譲与税		3,165,000
	1 地方揮発油譲与税	1,026,000
	2 自動車重量譲与税	1,616,000
	3 森林環境譲与税	115,000
	4 特別とん譲与税	333,000
	5 航空機燃料譲与税	28,000
	6 石油ガス譲与税	47,000
3 利子割交付金		42,000
	1 利子割交付金	42,000
4 配当割交付金		592,000
	1 配当割交付金	592,000
5 株式等譲渡所得割交付金		350,000

(単位：千円)

款	項	金額
	1 株式等譲渡所得割交付金	350,000
6 分離課税所得割交付金		133,000
	1 分離課税所得割交付金	133,000
7 法人事業税交付金		2,603,000
	1 法人事業税交付金	2,603,000
8 地方消費税交付金		23,297,000
	1 地方消費税交付金	23,297,000
9 ゴルフ場利用税交付金		46,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	46,000
10 環境性能割交付金		488,000
	1 環境性能割交付金	488,000
11 軽油引取税交付金		5,160,000

(単位：千円)

款	項	金額
	1 軽油引取税交付金	5,160,000
12 国有提供施設等所在市町村助成交付金		30,000
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	30,000
13 地方特例交付金		1,249,000
	1 地方特例交付金	1,172,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	77,000
14 地方交付税		69,000,000
	1 地方交付税	69,000,000
15 交通安全対策特別交付金		332,000
	1 交通安全対策特別交付金	332,000
16 分担金及び負担金		2,322,561
	1 負担金	2,322,561

(単位：千円)

款	項	金額
17 使用料及び手数料		15,674,892
	1 使用料	10,975,100
	2 手数料	4,699,792
18 国庫支出金		126,164,417
	1 国庫負担金	95,348,698
	2 国庫補助金	30,410,444
	3 委託金	405,275
19 県支出金		32,577,918
	1 県負担金	25,316,650
	2 県補助金	5,526,427
	3 委託金	1,734,841
20 財産収入		8,403,739

(単位：千円)

款	項	金額
	1 財産運用収入	841,209
	2 財産売却収入	7,562,530
21 寄附金		3,779,399
	1 寄附金	3,779,399
22 繰入金		13,500,669
	1 特別会計繰入金	133,954
	2 基金繰入金	13,366,715
23 繰越金		10
	1 繰越金	10
24 諸収入		69,367,995
	1 延滞金加算金及び過料	147,070
	2 市預金利子	128

(単位：千円)

款	項	金額
	3 貸付金元利収入	52,447,668
	4 受託事業収入	162,639
	5 収益事業収入	8,600,000
	6 雑入	8,010,490
25 市債		49,457,400
	1 市債	49,457,400
歳	入	合
		計
		609,161,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		1,687,947
	1 議会費	1,687,947
2 総務費		45,498,946
	1 総務職員費	17,519,017
	2 総務管理費	4,141,187
	3 企画費	16,017,316
	4 市民費	4,178,647
	5 徴税費	1,905,000
	6 戸籍住民基本台帳費	835,889
	7 選挙、人事委員会及び監査委員費	838,217
	8 統計調査費	63,673
3 保健福祉費		181,973,328

(単位：千円)

款	項	金額
	1 保健福祉職員費	9,446,786
	2 社会福祉費	78,540,664
	3 公衆衛生費	13,687,048
	4 環境衛生費	468,562
	5 保健所費	1,417,082
	6 生活保護費	45,105,106
	7 災害救助費	5,801
	8 繰出金	33,302,279
4 子ども家庭費		73,657,361
	1 子ども家庭職員費	4,942,797
	2 子ども家庭費	68,702,837
	3 繰出金	11,727

(單位：千円)

款	項	金額
5 環境費		24,573,292
	1 環境職員費	3,168,611
	2 環境費	21,404,681
6 労働費		476,332
	1 労働諸費	476,332
7 農林水産業費		2,408,298
	1 農林水産業職員費	650,686
	2 農業費	958,226
	3 林業費	278,582
	4 水産業費	492,419
	5 繰出金	28,385
8 産業経済費		62,615,195

(単位：千円)

款	項	金額
	1 産業経済職員費	1,500,485
	2 産業学術費	59,102,824
	3 観光振興費	1,654,478
	4 繰出金	357,408
9 土木費		34,154,065
	1 土木職員費	4,403,162
	2 土木管理費	798,623
	3 道路橋りょう費	13,595,022
	4 河川費	3,074,726
	5 都市計画費	10,886,227
	6 繰出金	1,396,305
10 港湾費		13,387,731

(單位：千円)

款	項	金額
	1 港湾職員費	1,300,220
	2 港湾管理費	989,201
	3 港湾整備費	10,318,968
	4 埋立費	778,800
	5 繰出金	542
11 建築行政費		8,837,552
	1 建築職員費	1,556,910
	2 建築管理費	4,350,498
	3 住宅建設費	2,930,144
12 消防費		11,880,561
	1 消防費	11,880,561
13 教育費		72,321,475

(単位：千円)

款	項	金額
	1 教育職員費	49,230,642
	2 教育総務費	1,382,323
	3 小学校費	9,257,691
	4 中学校費	5,955,856
	5 高等学校費	172,445
	6 特別支援学校費	3,964,779
	7 幼稚園費	70,427
	8 専修学校費	13,668
	9 社会教育費	1,036,878
	10 保健体育費	1,235,881
	11 繰出金	885
14 災害復旧費		1,023

(単位：千円)

款	項	金額
	1 鉦害復旧費	1,023
15 諸支出金		75,387,894
	1 公債償還特別会計繰出金	65,939,431
	2 公営企業費	7,136,463
	3 基金積立金	2,312,000
16 予備費		300,000
	1 予備費	300,000
歳	出	合
		計
		609,161,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
本庁舎管理運営経費	自 令和6年度 至 令和7年度	284,200
公用車リース経費（本庁舎）	自 令和6年度 至 令和12年度	44,000
職員研修業務委託事業	自 令和6年度 至 令和8年度	96,000
メールセンター管理運営経費	自 令和6年度 至 令和7年度	40,000
区役所・出張所老朽化対策事業	令和6年度	26,300
RPAサーバリース経費	自 令和6年度 至 令和10年度	32,700
総合行政ネットワーク等共同利用事業	令和6年度	740
全庁GIS（統合型GIS）構築運用事業	自 令和6年度 至 令和8年度	51,000
庁内イントラネット管理・運用事業	自 令和6年度 至 令和10年度	1,228,700
庁内イントラネット管理・運用事業	自 令和6年度 至 令和11年度	1,444,100
行政情報検索サービス経費	令和6年度	11,900

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
芸術文化施設老朽化対策事業	令和6年度	20,000
埋蔵文化財センター移転事業	自 令和6年度 至 令和7年度	1,403,000
若松体育館等改修事業	令和6年度	322,000
公用車リース経費（戸畑区スポーツ振興業務）	令和6年度	250
公用車リース経費（八幡東区スポーツ振興業務）	自 令和6年度 至 令和9年度	660
美術館アネックス棟大規模改修事業	令和6年度	35,000
ウーマンワークカフェ北九州運営事業	自 令和6年度 至 令和7年度	40,000
市民センター整備事業	令和6年度	8,600
コールセンター運営事業	自 令和6年度 至 令和9年度	339,000
固定資産税納税通知書作成経費	令和6年度	8,500
法人市民税申告書等作成経費	令和6年度	1,400

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
市民税・県民税特別徴収税額通知書作成経費	自 令和 6 年 度 至 令和 7 年 度	17,000
市民税・県民税納税通知書作成経費	自 令和 6 年 度 至 令和 7 年 度	10,100
固定資産税GIS活用経費	自 令和 6 年 度 至 令和 8 年 度	66,000
住民記録システムデータ連携機能運用保守事業	自 令和 6 年 度 至 令和 7 年 度	14,300
市民課入力業務・窓口案内業務委託事業	自 令和 6 年 度 至 令和 8 年 度	462,000
おくやみコーナー運營業務委託事業	自 令和 6 年 度 至 令和 8 年 度	66,700
統計調査員管理システム保守・運用事業	自 令和 6 年 度 至 令和 7 年 度	360
総合保健福祉センター自動火災報知設備機器等更新事業	令和 6 年 度	15,900
公用車リース経費（動物愛護センター）	自 令和 6 年 度 至 令和 10 年 度	4,100
公用車リース経費（保健環境研究業務）	自 令和 6 年 度 至 令和 11 年 度	2,900
直営保育所タイムレコーダーリース経費	自 令和 6 年 度 至 令和 9 年 度	3,100

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
保育士宿舎借り上げ支援事業	令和6年度	22,500
保育所整備推進事業	令和6年度	104,400
折尾保育所移転建替事業	令和6年度	129,000
直営保育所保育環境整備事業	令和6年度	10,000
公立直営保育所給食調理業務民間委託事業	自 令和6年度 至 令和10年度	107,400
放課後児童クラブ整備事業	自 令和6年度 至 令和10年度	30,100
環境ミュージアム改修事業	令和6年度	12,700
不法投棄防止環境パトロール車リース経費	自 令和6年度 至 令和7年度	560
公用車における燃料電池自動車普及事業	自 令和6年度 至 令和10年度	4,100
粗大ごみ受付センター運営委託経費	自 令和6年度 至 令和10年度	162,700
粗大ごみ受付システム経費	自 令和6年度 至 令和10年度	35,300

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
ごみ収集指定袋制実施事業	令和6年度	272,300
ごみ収集指定袋制実施事業（保管配送）	自 令和6年度 至 令和8年度	95,400
ごみ処理委託経費	自 令和6年度 至 令和10年度	1,307,900
日明積出基地ストックヤード改修事業	令和6年度	126,000
ごみ収集車両リース経費	令和6年度	480
公用車リース経費（焼却工場管理業務）	自 令和6年度 至 令和11年度	2,400
皇后崎工場機器整備事業	令和6年度	523,600
新門司工場機器整備事業	令和6年度	138,000
新門司工場基幹的設備改良事業	自 令和6年度 至 令和9年度	10,569,800千円に物価変動による増減額並びに当該増減額に係る消費税及び地方消費税並びに消費税及び地方消費税の税率の引上げによる増額分を加算した額

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
若者ワークプラザ北九州運営事業	自 令和 6 年 度 至 令和 7 年 度	132,200
高齢者就業支援センター運営委託事業	自 令和 6 年 度 至 令和 7 年 度	47,600
総合農事センター施設整備事業	令和 6 年 度	19,000
公用車リース経費（次世代産業推進業務）	自 令和 6 年 度 至 令和 10 年 度	3,200
北九州国際展示場施設整備事業	令和 6 年 度	15,100
学術研究都市中央図書館端末機器リース経費	自 令和 6 年 度 至 令和 10 年 度	3,300
皿倉山周辺施設長寿命化推進事業	令和 6 年 度	45,700
小倉城続櫓基本計画及び耐震補強計画策定事業	令和 6 年 度	2,600
北九州国際会議場施設整備事業	令和 6 年 度	26,500
道路維持事業（国道200号ほか）	令和 6 年 度	167,000
道路維持事業（大字門司1号線）	自 令和 6 年 度 至 令和 7 年 度	35,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
道路新設改良事業（恒見朽網線）	自 令和 6 年 度 至 令和 7 年 度	530,000
街路事業（新々堀川移設工事ほか）	令和 6 年 度	290,000
公用車リース経費（港湾空港局）	令和 6 年 度	1,800
公用車リース経費（港湾空港局）	自 令和 6 年 度 至 令和 12 年 度	31,500
響灘東地区処分場整備事業	令和 6 年 度	2,700,000
響灘東地区埋立地整備事業	令和 6 年 度	410,400
市営住宅整備事業（ふれあいむら高坊団地ほか）	令和 6 年 度	458,600
市営住宅整備事業（永黒団地）	自 令和 6 年 度 至 令和 8 年 度	1,455,300
市営住宅計画保全事業（南丘団地ほか）	令和 6 年 度	551,400
消防施設整備事業	令和 6 年 度	54,100
常備車両更新経費	令和 6 年 度	835,700

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
常備車両リース経費	自 令和 6 年 度 至 令和 12 年 度	16,800
公用車リース経費（防火査察業務）	自 令和 6 年 度 至 令和 13 年 度	10,300
I C T 支援員業務委託事業（小学校）	令和 6 年 度	54,900
G I G A スクール運営支援センター業務委託経費（小学校）	令和 6 年 度	45,500
通学支援業務（学校規模適正化）	令和 6 年 度	15,400
電話設備整備事業（小学校）	令和 6 年 度	300
指導者用デジタル教科書リース経費（小学校）	自 令和 6 年 度 至 令和 9 年 度	143,600
学校給食調理業務民間委託事業（小学校）	自 令和 6 年 度 至 令和 10 年 度	1,470,000
パソコン整備事業（小学校）	自 令和 6 年 度 至 令和 11 年 度	409,000
小学校外国語活動補助事業	令和 6 年 度	152,600
学校統合関連事業（小学校）	令和 6 年 度	943,700

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
小学校建設事業	令和6年度	6,300
小学校建設事業	自 令和6年度 至 令和7年度	4,200
ICT支援員業務委託事業（中学校）	令和6年度	26,800
GIGAスクール運営支援センター業務委託経費（中学校）	令和6年度	22,200
指導者用デジタル教科書リース経費（中学校）	令和6年度	5,100
電話設備整備事業（中学校）	令和6年度	200
学校給食調理業務民間委託事業（中学校）	自 令和6年度 至 令和10年度	1,090,000
中学校完全給食実施事業（配送業務委託）	自 令和6年度 至 令和10年度	974,500
パソコン整備事業（中学校）	自 令和6年度 至 令和11年度	155,000
中学校・高等学校外国語指導助手配置事業	令和6年度	88,000
公用車リース経費（生徒指導業務）	自 令和6年度 至 令和10年度	3,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
中学校建設事業	自 令和 6 年 度 至 令和 10 年 度	28,300
I C T 支援員業務委託事業（特別支援学校）	令和 6 年 度	3,500
G I G A スクール運営支援センター業務委託経費（特別支援学校）	令和 6 年 度	2,900
電話設備整備事業（特別支援学校）	令和 6 年 度	20
特別支援学校スクールバス運行委託事業	自 令和 6 年 度 至 令和 8 年 度	264,000
特別支援学校建設事業	自 令和 6 年 度 至 令和 7 年 度	4,738,000
特別支援学校建設事業	自 令和 6 年 度 至 令和 10 年 度	61,800
公用車リース経費（幼児教育センター業務）	自 令和 6 年 度 至 令和 10 年 度	1,000
中央図書館窓口業務等委託事業	自 令和 6 年 度 至 令和 8 年 度	226,500
令和5年度における地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務	自 令和 5 年 度 至 令和 15 年 度	元金 1,053,000,000千円 及び利子相当額

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和5年度における地方債証券（グリーンボンド）の 共同発行によって生ずる連帯債務	自 令 和 5 年 度 至 令 和 15 年 度	元金 109,000,000千円 及び利子相当額
福岡北九州高速道路公社の民間借入金（元利金）に対 する債務保証（借換え資金）	自 令 和 5 年 度 至 令 和 25 年 度	借入金 4,798,000千円 及び利子相当額

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務施設建設事業	千円 2,142,600	証書借入 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを行 った後においては、当 該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等そ の他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換するこ とができるものとし、借入先の融通条件がある ときは、これに従うことができる。
保健福祉施設建設事業	561,600			
子ども家庭施設建設事業	894,100			
環境施設建設事業	6,474,100			
農林水産施設建設事業	189,400			
産業経済施設建設事業	643,900			
土木施設建設事業	12,473,300			
港湾施設建設事業	5,008,600			
建築行政施設建設事業	1,855,400			
消防施設建設事業	807,800			
教育施設建設事業	4,718,600			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
福岡北九州 高速道路公社出資金	千円 191,000		%	
福岡北九州 高速道路公社貸付金	497,000			
臨時財政対策債	13,000,000			

特 別 会 計

令和 5 年度 北九州市 国民健康保険特別会計 予算

令和5年度北九州市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 100,422,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 6 月 1 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険料		15,157,168
	1 国民健康保険料	15,157,168
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 国庫支出金		4,010
	1 国庫補助金	4,010
4 県支出金		73,458,865
	1 県負担金	197,256
	2 県補助金	73,261,609
5 繰入金		11,096,537
	1 繰入金	11,096,537
6 繰越金		551,610

(単位：千円)

款	項	金額
7 諸収入	1 繰越金	551,610
		153,800
	1 延滞金加算金及び過料	2,010
	2 雑入	151,790
歳入	合計	100,422,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		1,529,638
	1 総務管理費	1,529,638
2 保険給付費		72,744,030
	1 保険給付費	72,744,030
3 国民健康保険事業費納付金		25,252,806
	1 医療給付費分納付金	17,915,564
	2 後期高齢者支援金等分納付金	5,564,270
	3 介護納付金分納付金	1,772,972
4 保健事業費		793,916
	1 保健事業費	793,916
5 諸支出金		51,610
	1 償還金及び還付加算金	51,610

(単位：千円)

款	項	金額
6 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳	出	合
		計
		100,422,000

議案第 80 号

令和 5 年度 北九州市 食肉センター特別会計予算

令和5年度北九州市の食肉センター特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 341,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 6 月 1 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		156,187
	1 使用料	156,187
2 財産収入		586
	1 財産運用収入	586
3 繰入金		148,331
	1 繰入金	148,331
4 繰越金		10
	1 繰越金	10
5 諸収入		35,886
	1 雑入	35,886
歳 入	合 計	341,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 食肉センター費		340,800
	1 食肉センター費	304,982
	2 繰出金	35,818
2 予備費		200
	1 予備費	200
歳 出 合 計		341,000

令和 5 年度 北九州市卸売市場特別会計予算

令和5年度北九州市の卸売市場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,100,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和 5 年 6 月 1 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		412,801
	1 使用料	412,801
2 県支出金		43,452
	1 県補助金	43,452
3 繰入金		111,585
	1 繰入金	111,585
4 繰越金		20,000
	1 繰越金	20,000
5 諸収入		238,762
	1 雑入	238,762
6 市債		274,200
	1 市債	274,200

(単位：千円)

款	項	金額
歳	入 合 計	1,100,800

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 卸売市場費		1,098,800
	1 卸売市場費	1,010,730
	2 繰出金	88,070
2 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳 出 合 計		1,100,800

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
卸売市場施設整備事業	千円 274,200	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 82 号

令和5年度 北九州市 渡船特別会計 予算

令和5年度北九州市の渡船特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 441,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年6月1日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		58,074
	1 使用料	58,043
	2 手数料	31
2 国庫支出金		45,461
	1 国庫補助金	45,461
3 県支出金		20,000
	1 県補助金	20,000
4 財産収入		961
	1 財産運用収入	961
5 繰入金		245,507
	1 繰入金	245,507
6 繰越金		70,000

(単位：千円)

款	項	金額
	1 繰越金	70,000
7 諸収入		1,197
	1 雑入	1,197
歳	入	合
		計
		441,200

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 渡船事業費		441,000
	1 渡船事業費	415,838
	2 繰出金	25,162
2 予備費		200
	1 予備費	200
歳 出 合 計		441,200

令和 5 年度 北九州市 土地区画整理特別会計 予算

令和 5 年度北九州市の土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,250,200 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和 5 年 6 月 1 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		16
	1 使用料	6
	2 手数料	10
2 国庫支出金		780,100
	1 国庫補助金	780,100
3 財産収入		6,248
	1 財産貸付収入	4,248
	2 財産売払収入	2,000
4 繰入金		1,355,016
	1 繰入金	1,355,016
5 繰越金		10
	1 繰越金	10

(単位：千円)

款	項	金額
6 諸収入		261,010
	1 雑入	261,010
7 市債		1,847,800
	1 市債	1,847,800
歳	入	合
		計
		4,250,200

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		4,250,200
	1 土地区画整理事業費	3,581,779
	2 繰出金	668,421
歳 出	合 計	4,250,200

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
折尾土地区画整理事業	令和6年度	1,125,900

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	千円 1,847,800	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

令和 5 年度 北九州市土地区画整理事業清算特別会計予算

令和 5 年度北九州市の土地区画整理事業清算特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 300 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 6 月 1 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 清算徴収金		148
	1 清算徴収金	148
2 繰越金		142
	1 繰越金	142
3 諸収入		10
	1 雑入	10
歳 入	合 計	300

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 土地区画整理事業清算費		300
	1 土地区画整理事業清算費	300
歳 出 合 計		300

令和 5 年度 北九州市 港湾整備特別会計予算

令和 5 年度北九州市の港湾整備特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,189,500 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和 5 年 6 月 1 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		2,877,559
	1 使用料	2,877,559
2 財産収入		193,453
	1 財産運用収入	165,244
	2 財産売払収入	28,209
3 繰入金		230,460
	1 一般会計繰入金	542
	2 特別会計繰入金	229,918
4 繰越金		10
	1 繰越金	10
5 諸収入		117,018
	1 延滞金加算金及び過料	10

(単位：千円)

款	項	金額
	2 貸付金収入	45,516
	3 雑入	71,492
6 市債		771,000
	1 市債	771,000
歳	入	合
		計
		4,189,500

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 港湾整備事業費		4,184,500
	1 機能施設事業費	2,120,844
	2 繰出金	2,063,506
	3 基金積立金	150
2 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳 出	合 計	4,189,500

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
太刀浦第2コンテナターミナルコンテナクレーン更新事業	自 令和6年度 至 令和7年度	1,305,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
機能施設事業	<p style="text-align: right;">千円</p> <p style="text-align: center;">771,000</p>	<p>証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)</p>	<p style="text-align: center;">8.5 以内</p> <p>(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>40年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。</p> <p>ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。</p>

令和 5 年度 北九州市公債償還特別会計予算

令和 5 年度北九州市の公債償還特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 168,701,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 5 年 6 月 1 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰入金		112,511,000
	1 繰入金	112,511,000
2 市債		56,190,000
	1 市債	56,190,000
歳 入 合 計		168,701,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公債費		166,206,642
	1 公債費	166,206,642
2 繰出金		2,494,358
	1 繰出金	2,494,358
歳 出 合 計		168,701,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	千円 56,190,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5 以内	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

令和 5 年度 北九州市 住宅新築資金等貸付特別会計予算

令和 5 年度北九州市の住宅新築資金等貸付特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 6 月 1 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 県支出金		225
	1 県補助金	225
2 繰越金		10
	1 繰越金	10
3 諸収入		765
	1 貸付金元利収入	655
	2 雑入	110
歳 入	合 計	1,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 住宅新築資金等貸付事業費		1,000
	1 住宅新築資金等貸付事業費	1,000
歳 出 合 計		1,000

令和 5 年度 北九州市土地取得特別会計予算

令和 5 年度北九州市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,699,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和 5 年 6 月 1 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財産収入		2,273,310
	1 財産運用収入	10
	2 財産売払収入	2,273,300
2 繰入金		1,008,490
	1 繰入金	1,008,490
3 市債		3,417,200
	1 市債	3,417,200
歳 入	合 計	6,699,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 土地先行取得費		6,699,000
	1 土地先行取得費	3,420,445
	2 繰出金	3,278,555
歳 出	合 計	6,699,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
道路新設改良事業用地等先行取得事業（恒見朽網線）	自 令 和 6 年 度 至 令 和 7 年 度	105,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地先行取得事業	千円 3,417,200	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

令和 5 年度 北 九 州 市 駐 車 場 特 別 会 計 予 算

令和 5 年度北九州市の駐車場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 347,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 6 月 1 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		347,455
	1 使用料	347,455
2 繰越金		10
	1 繰越金	10
3 諸収入		435
	1 雑入	435
歳 入	合 計	347,900

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 駐車場事業費		347,400
	1 駐車場事業費	289,976
	2 繰出金	57,424
2 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		347,900

議案第 90 号

令和 5 年度 北九州市 母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和 5 年度北九州市の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 176,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 6 月 1 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰入金		11,727
	1 繰入金	11,727
2 繰越金		8,367
	1 繰越金	8,367
3 諸収入		156,606
	1 貸付金元利収入	156,606
歳 入	合 計	176,700

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		176,700
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	74,513
	2 繰出金	102,187
歳 出	合 計	176,700

議案第 91 号

令和 5 年度 北九州市産業用地整備特別会計予算

令和 5 年度北九州市の産業用地整備特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 440,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 6 月 1 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		439,990
	1 財産運用収入	19,500
	2 財産売払収入	420,490
2 繰越金		10
	1 繰越金	10
歳 入 合 計		440,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 産業用地整備事業費		440,000
	1 産業用地整備事業費	437,057
	2 繰出金	2,943
歳 出 合 計		440,000

令和 5 年度 北九州市 漁業集落排水特別会計予算

令和 5 年度北九州市の漁業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 34,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 6 月 1 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		10
	1 分担金	10
2 使用料及び手数料		2,511
	1 使用料	2,511
3 繰入金		28,385
	1 繰入金	28,385
4 繰越金		3,000
	1 繰越金	3,000
5 諸収入		94
	1 貸付金収入	84
	2 雑入	10
歳 入	合 計	34,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 漁業集落排水費		33,000
	1 漁業集落排水費	15,809
	2 繰出金	17,191
2 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		34,000

令和 5 年度 北九州市介護保険特別会計予算

令和 5 年度北九州市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 109,286,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和 5 年 6 月 1 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 介護保険料		19,015,117
	1 介護保険料	19,015,117
2 使用料及び手数料		12,939
	1 手数料	12,939
3 国庫支出金		26,484,204
	1 国庫負担金	17,919,190
	2 国庫補助金	8,565,014
4 支払基金交付金		28,215,020
	1 支払基金交付金	28,215,020
5 県支出金		15,772,072
	1 県負担金	14,993,196
	2 財政安定化基金支出金	10

(単位：千円)

款	項	金額
	3 県補助金	778,866
6 財産収入		1,479
	1 財産運用収入	1,469
	2 財産売払収入	10
7 寄附金		10
	1 寄附金	10
8 繰入金		18,916,785
	1 一般会計繰入金	17,189,362
	2 基金繰入金	1,727,423
9 繰越金		541,414
	1 繰越金	541,414
10 諸収入		6,306

(単位：千円)

款	項	金額
	1 延滞金加算金及び過料	10
	2 雑入	6,296
11 市債		10
	1 財政安定化基金貸付金	10
12 介護予防ケアマネジメント事業費収入		320,644
	1 介護予防サービス計画費収入	320,624
	2 介護予防ケアマネジメント事業繰入金	10
	3 介護予防ケアマネジメント事業繰越金	10
歳	入	合
		計
		109,286,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		2,278,450
	1 総務管理費	1,414,468
	2 介護認定費	863,982
2 保険給付費		101,268,825
	1 介護サービス等諸費	101,268,825
3 地域支援事業費		5,185,054
	1 地域支援事業費	5,185,054
4 財政安定化基金拠出金		10
	1 財政安定化基金拠出金	10
5 基金積立金		1,459
	1 基金積立金	1,459
6 諸支出金		31,558

(単位：千円)

款	項	金額
	1 償還金及び還付加算金	31,558
7 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
8 介護予防ケアマネジメント事業費		320,644
	1 介護予防サービス計画等諸費	320,644
歳	出	計
		109,286,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
介護保険料納入通知書作成等経費	自 令和 6 年 度 至 令和 8 年 度	69,100

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財政安定化基金事業	<small>千円</small> 10	証書借入	<small>%</small> 無利子	福岡県介護保険財政安定化基金条例第8条又は第10条第2項の規定により償還する。

令和 5 年度 北九州市空港関連用地整備特別会計予算

令和 5 年度北九州市の空港関連用地整備特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,600 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 6 月 1 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財産収入		10
	1 財産売払収入	10
2 繰越金		3,580
	1 繰越金	3,580
3 諸収入		10
	1 雑入	10
歳 入	合 計	3,600

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 空港関連用地整備事業費		3,600
	1 空港関連用地整備事業費	3,029
	2 繰出金	571
歳 出	合 計	3,600

令和 5 年度 北九州市臨海部産業用地貸付特別会計予算

令和 5 年度北九州市の臨海部産業用地貸付特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 952,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 6 月 1 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財産収入		952,600
	1 財産運用収入	418,750
	2 財産売払収入	533,850
歳 入 合 計		952,600

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 臨海部産業用地貸付事業費		952,600
	1 臨海部産業用地貸付事業費	952,600
歳 出 合 計		952,600

令和 5 年度 北九州市 後期高齢者医療特別会計 予算

令和 5 年度北九州市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 18,260,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 6 月 1 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		12,915,785
	1 後期高齢者医療保険料	12,915,785
2 使用料及び手数料		100
	1 手数料	100
3 国庫支出金		24,775
	1 国庫補助金	24,775
4 繰入金		4,868,039
	1 繰入金	4,868,039
5 繰越金		450,595
	1 繰越金	450,595
6 諸収入		706
	1 延滞金及び過料	330

(単位：千円)

款	項	金額
	2 償還金及び還付加算金	110
	3 雑入	266
歳	入	合
		計
		18,260,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		558,654
	1 総務管理費	415,489
	2 徴収費	143,165
2 後期高齢者医療広域連合納付金		17,629,759
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	17,629,759
3 諸支出金		21,587
	1 償還金及び還付加算金	21,587
4 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出 合 計		18,260,000

令和 5 年度 北九州市市民太陽光発電所特別会計予算

令和 5 年度北九州市の市民太陽光発電所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 112,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 5 年 6 月 1 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 発電収入		62,379
	1 発電収入	62,379
2 繰越金		49,621
	1 繰越金	49,621
歳 入 合 計		112,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市民太陽光発電所事業費		105,000
	1 市民太陽光発電所事業費	29,886
	2 繰出金	75,114
2 予備費		7,000
	1 予備費	7,000
歳 出 合 計		112,000

令和 5 年度 北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計予算

令和 5 年度北九州市の市立病院機構病院事業債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,470,400 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 5 年 6 月 1 日提出

北九州市長 武 内 和 久

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸収入		2,079,900
	1 貸付金元利収入	2,079,900
2 市債		3,390,500
	1 市債	3,390,500
歳 入 合 計		5,470,400

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市立病院機構病院事業債管理事業費		5,470,400
	1 市立病院機構病院事業債管理事業費	3,390,500
	2 繰出金	2,079,900
歳 出	合 計	5,470,400

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市立病院機構貸付金	千円 3,390,500	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

令和5年度北九州市上水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度北九州市の上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

〔水道事業〕

(1) 給水戸数	513,424戸
(2) 総配水量	104,918千m ³
(3) 一日平均配水量	286,661m ³
(4) 主要な建設改良事業	
イ 配水管整備改良事業	5,695,550千円
ロ 浄水場整備事業	1,855,990千円
ハ 送配水施設整備事業	595,352千円

〔水道用水供給事業〕

(1) 給水事業者数	5 事業者
(2) 総給水量	7,320千m ³
(3) 一日平均給水量	20,000m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

〔水道事業〕

	収 入	
第1款 水道事業収益	20,084,800 千円	
第1項 営業収益	17,259,102 千円	
第2項 営業外収益	2,770,470 千円	
第3項 特別利益	55,228 千円	
	支 出	
第1款 水道事業費	20,456,726 千円	
第1項 営業費用	18,193,889 千円	
第2項 営業外費用	2,241,151 千円	
第3項 特別損失	21,686 千円	

〔水道用水供給事業〕

	収 入	
第2款 用水供給事業収益	905,704 千円	
第1項 営業収益	810,666 千円	
第2項 営業外収益	95,028 千円	
第3項 特別利益	10 千円	
	支 出	
第2款 用水供給事業費	899,287 千円	
第1項 営業費用	783,057 千円	
第2項 営業外費用	116,220 千円	
第3項 特別損失	10 千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,962,004千円（水道事業 8,731,361千円、水道用水供給事業 230,643千円）は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

〔水道事業〕

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 水道事業資本的収入		5,317,203 千円
第1項 企業債		4,347,000 千円
第2項 国県補助金		43,673 千円
第3項 出資金		121,289 千円
第4項 工事負担金		751,465 千円
第5項 固定資産売却代金		46,776 千円
第6項 預託金返還金		3,000 千円
第7項 その他資本的収入		4,000 千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第1款 水道事業資本的支出		14,048,564 千円
第1項 施設費		10,735,600 千円
第2項 企業債償還金		3,306,279 千円
第3項 預託金		3,000 千円
第4項 国庫補助金返還金		3,685 千円

〔水道用水供給事業〕

	<u>収</u> <u>入</u>	
第 2 款 用水供給事業資本的收入		87,120 千円
第 1 項 企 業 債		23,000 千円
第 2 項 工 事 負 担 金		64,100 千円
第 3 項 固定資産売却代金		10 千円
第 4 項 その他資本的收入		10 千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第 2 款 用水供給事業資本の支出		317,763 千円
第 1 項 施 設 費		130,956 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金		186,807 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
宗像地区水道施設維持管理等業務委託経費	令和6年度	1,000,000 <small>千円</small>
システム基盤追加整備業務委託経費	自 令和6年度 至 令和7年度	5,000
公用車リース経費	自 令和6年度 至 令和11年度	57,000
負担金工事	令和6年度	416,000
配水管改良事業	令和6年度	226,000
浄水場整備事業	令和6年度	573,000
送配水施設整備事業	令和6年度	300,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
送配水施設等整備事業	千円 4,347,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
水道用水供給事業	23,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 上水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、23,124千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,400,000千円と定める。

令和5年6月1日提出

北九州市長 武内和久

令和 5 年度 北九州市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 5 年度北九州市の工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-----------------------|
| (1) 給水事業所数 | 70事業所 |
| (2) 総給水量 | 43,313千m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 118,342m ³ |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第 1 款 工業用水道事業収益		1,999,053 千円
第 1 項 営 業 収 益		1,774,891 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		224,152 千円
第 3 項 特 別 利 益		10 千円
	支 出	
第 1 款 工業用水道事業費		1,909,146 千円
第 1 項 営 業 費 用		1,836,213 千円
第 2 項 営 業 外 費 用		72,923 千円
第 3 項 特 別 損 失		10 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 893,515千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 工業用水道事業資本的収入		1,063,389 千円
第1項 企 業 債		798,000 千円
第2項 国 庫 補 助 金		49,936 千円
第3項 工 事 負 担 金		215,433 千円
第4項 固 定 資 産 売 却 代 金		10 千円
第5項 其 他 資 本 的 収 入		10 千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第1款 工業用水道事業資本的支出		1,956,904 千円
第1項 施 設 費		1,812,904 千円
第2項 企 業 債 償 還 金		144,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
システム基盤追加整備業務委託経費	自 令和6年度 至 令和7年度	1,000 <small>千円</small>
浄水場整備事業	令和6年度	726,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業改築事業	千円 798,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 工業用水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,692千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

令和5年6月1日提出

北九州市長 武内和久

令和5年度北九州市交通事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度北九州市の交通事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 乗 合 車

イ 車 両 数	84台
ロ 年間走行キロメートル	2,922,000キロメートル
ハ 年間総輸送人員	4,225,000人
ニ 一日平均輸送人員	11,544人

(2) 貸 切 車

イ 車 両 数	26台
ロ 年間走行キロメートル	331,000キロメートル
ハ 年間総輸送人員	425,000人
ニ 一日平均輸送人員	1,161人

(3) 主要な建設改良事業

イ 旅客自動車購入事業	24,400千円
ロ 旅客自動車整備事業	31,300千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	<u>収</u>	<u>入</u>
第1款 自動車運送事業収益		2,005,535 千円
第1項 営業収益		1,503,326 千円
第2項 営業外収益		502,189 千円
第3項 特別利益		20 千円
	<u>支</u>	<u>出</u>
第1款 自動車運送事業費		2,009,412 千円
第1項 営業費用		1,916,474 千円
第2項 営業外費用		90,928 千円
第3項 特別損失		10 千円
第4項 予備費		2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 71,503千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	<u>収</u>	<u>入</u>
第1款 自動車運送事業資本的収入		54,475 千円
第1項 企業債		51,300 千円
第2項 国庫補助金		10 千円
第3項 県支出金		1,855 千円
第4項 固定資産売却代金		10 千円
第5項 その他資本的収入		1,300 千円

	<u>支</u> <u>出</u>	
第 1 款 自動車運送事業資本の支出		125,978 千円
第 1 項 建設改良費		72,728 千円
第 2 項 企業債償還金		51,250 千円
第 3 項 予備費		2,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
旅客自動車購入事業	千円 20,000	証書借入 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金について、 利率の見直しを行った 後においては、当該見 直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等そ の他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換するこ とができるものとし、借入先の融通条件がある ときは、これに従うことができる。
旅客自動車整備事業	31,300			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第8条 交通事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、392,982千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、350,000千円と定める。

令和5年6月1日提出

北九州市長 武内和久

令和5年度 北九州市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度北九州市の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|----------|
| (1) 病 床 数 | 155床 |
| (2) 主要な建設改良事業 | |
| イ 北九州市立門司病院主要設備改修事業 | 30,000千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	<u>収 入</u>	
第1款 病院事業収益		314,258 千円
第1項 医業収益		58,201 千円
第2項 医業外収益		256,047 千円
第3項 特別利益		10 千円
	<u>支 出</u>	
第1款 病院事業費		454,768 千円
第1項 医業費用		418,146 千円
第2項 医業外費用		36,612 千円
第3項 特別損失		10 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 100千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	<u>収 入</u>	
第1款 病院事業資本的収入		353,532 千円
第1項 企業債		2,900 千円
第2項 出資金		323,632 千円
第3項 補助金		27,000 千円
	<u>支 出</u>	
第1款 病院事業資本的支出		353,632 千円
第1項 建設改良費		30,000 千円
第2項 企業債償還金		323,632 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
北九州市立門司病院 主要設備改修事業	千円 2,900	証書借入 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金について、 利率の見直しを行った 後においては、当該見 直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等そ 他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換すること ができるものとし、借入先の融通条件があるとき は、これに従うことができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第8条 病院事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、10,000千円である。

令和5年6月1日提出

北九州市長 武内和久

令和5年度 北九州市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度北九州市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間処理水量	142,646千m ³	
(2) 水洗化助成戸数	11戸	
(3) 主要な建設改良事業		
イ 管渠布設	7,015,224千円	小倉北区末広地区、小倉南区曾根新田地区、八幡東区西本町地区等
ロ ポンプ場整備	190,000千円	吉志ポンプ場等
ハ 処理場整備	1,820,000千円	皇后崎浄化センター等

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		27,466,848 千円
第1項 営業収益		21,171,313 千円
第2項 営業外収益		6,295,505 千円
第3項 特別利益		30 千円

	<u>支 出</u>	
第1款 下水道事業費		27,725,329 千円
第1項 営業費用		26,026,092 千円
第2項 営業外費用		1,684,217 千円
第3項 特別損失		15,020 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 10,565,978千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	<u>収 入</u>	
第1款 下水道事業資本的収入		13,951,333 千円
第1項 企業債		6,451,000 千円
第2項 国庫補助金		4,864,112 千円
第3項 負担金		442,473 千円
第4項 寄附金		9,367 千円
第5項 貸付金回収金		961 千円
第6項 基金繰入金		2,183,400 千円
第7項 その他資本的収入		20 千円

	<u>支 出</u>	
第1款 下水道事業資本的支出		24,517,311 千円
第1項 建設改良費		13,207,597 千円
第2項 企業債償還金		8,697,985 千円
第3項 投資		2,611,729 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下 水 道 建 設 事 業	自 令 和 6 年 度 至 令 和 7 年 度	2,500,000 ^{千円}
施 設 改 良 事 業	令 和 6 年 度	300,000
シ ス テ ム 基 盤 追 加 整 備 業 務 委 託 経 費	自 令 和 6 年 度 至 令 和 7 年 度	2,100
公 用 車 リ ー ス 経 費	自 令 和 6 年 度 至 令 和 11 年 度	39,200

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道建設事業	千円 6,451,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、8,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,200,842千円である。

令和5年6月1日提出

北九州市長 武内和久

令和5年度 北九州市公営競技事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度北九州市の公営競技事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

〔競輪事業〕

(1) 年間開催日数	75 日
(2) 年間車券発売金	41,000,000 千円
(3) 1日平均車券発売金	546,667 千円
(4) 年間場間場外発売金	3,794,506 千円
(5) 主要な建設改良事業	
イ 小倉競輪場施設整備事業	586,138 千円

〔モーターボート競走事業〕

(1) 年間開催日数	174 日
(2) 年間舟券発売金	130,000,000 千円
(3) 1日平均舟券発売金	747,126 千円
(4) 年間場間場外発売金	9,350,808 千円
(5) 主要な建設改良事業	
イ 若松モーターボート競走場施設整備事業	2,317,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

〔競輪事業〕

	収 入	
第1款 競輪事業収益		42,235,200 千円
第1項 営業収益		41,905,216 千円
第2項 営業外収益		277,481 千円
第3項 特別利益		52,503 千円
	支 出	
第1款 競輪事業費		41,250,972 千円
第1項 営業費用		41,188,836 千円
第2項 営業外費用		61,126 千円
第3項 特別損失		1,010 千円

〔モーターボート競走事業〕

	収 入	
第2款 モーターボート競走事業収益		133,230,038 千円
第1項 営業収益		133,172,993 千円
第2項 営業外収益		57,035 千円
第3項 特別利益		10 千円
	支 出	
第2款 モーターボート競走事業費		125,174,500 千円
第1項 営業費用		125,001,037 千円
第2項 営業外費用		172,453 千円
第3項 特別損失		1,010 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,403,612千円（競輪事業 639,032千円、モーターボート競走事業 7,764,580千円）は利益剰余金処分額 5,000,000千円及び損益勘定留保資金等 3,403,612千円で補てんするものとする。）。

〔競輪事業〕

	収	入
第1款 競輪事業資本的収入		1,495,106 千円
第1項 出 資 金		1,400,000 千円
第2項 固定資産売却代金		55,506 千円
第3項 基金繰入金		39,600 千円
	支	出
第1款 競輪事業資本的支出		2,134,138 千円
第1項 建設改良費		603,138 千円
第2項 企業債償還金		1,375,000 千円
第3項 投 資		156,000 千円

〔モーターボート競走事業〕

	収	入
第2款 モーターボート競走事業資本的収入		1,400,010 千円
第1項 固定資産売却代金		10 千円
第2項 基金繰入金		1,400,000 千円
	支	出
第2款 モーターボート競走事業資本的支出		9,164,590 千円
第1項 建設改良費		2,604,693 千円
第2項 企業債償還金		38,000 千円
第3項 投 資		1,521,897 千円
第4項 繰 出 金		5,000,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
北九州メディアドーム屋内 大型映像装置更新事業	令和6年度	197,600 ^{千円}
ボートレース若松 審判操作卓等更新事業	令和6年度	97,000
ボートレース若松 大型映像装置等配線更新事業	令和6年度	49,000
ボートレース若松 競走艇揚降装置整備事業	令和6年度	7,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、6,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(利益剰余金の処分)

第8条 利益剰余金のうち 5,000,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 一般会計繰出金 5,000,000 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令和 5 年 6 月 1 日提出

北九州市長 武 内 和 久